

「ヤングケアラー広報・啓発事業 企画運営委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「ヤングケアラー広報・啓発事業 企画運営委託」について、こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項第4号に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(審議事項)

第2条 要綱第9条第1項第4号に基づくこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「委員会」という）の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法及び評価基準の決定
 - ウ 提出要請内容の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 受託候補者の特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価が適正に行われたことの確認
 - イ プロポーザルの評価結果による受託候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認めるもの

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、提案書作成要領にて定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績（様式4）

- (2) 業務の実施体制（様式5）
- (3) 業務の実施計画（自由様式）
- (4) 事業者の取組に関すること（様式6）
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価結果が同点の場合には、プロポーザル評価表における「提案内容」が最も優れた提案者とする。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者にすみやかに通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第6条 当該事業のプロポーザルの評価にあたっては、「ヤングケアラー広報・啓発事業 企画運営委託 評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置し、評価委員会は次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の集計及び報告
- (3) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 　　こども青少年局企画調整課長
 - 副委員長 　こども青少年局こどもの権利擁護課長
 - 委員 　　　こども青少年局こども福祉保健部長、こども青少年局こども福祉保健部担当部長
　　　　　　こども青少年局こども家庭課長、こども青少年局青少年育成課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 評価委員がヒアリングを欠席した場合は、その評価委員の評価点は無効とする。
- 6 委員長は、評価結果を委員会に報告するものとする。

（提案資格確認の通知）

第7条 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（評価結果の通知）

第8条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和5年3月20日から施行する。